

英国キャピタル・ゲイン 課税の見直し

制度調査部
鳥毛 拓馬

キャピタル・ゲイン課税の最高税率を18%に引き下げへ

【要約】

英国大蔵省(HM Treasury)は、2007年10月9日に予算編成方針(2007 Pre-Budget Report)を発表した。

この中で、キャピタル・ゲイン課税の税率について、2008年4月6日以降、一律18%に変更するとしている。改正の概要については、英国歳入税関庁(HM Revenue & Customs (HMRC))が公表している。

本稿では、英国のキャピタル・ゲイン課税について概説するとともに、発表された改正案の内容について触れる。

1. 現行の英国のキャピタル・ゲイン課税

英国では、個人が資産を処分して得たキャピタル・ゲインについて、総合課税方式が採用されている。税率は、10%、20%、40%の3段階に分けられている。

具体的には、給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、キャピタル・ゲインのうち、2,230ポンド(約50万円)以下の区分に対応する部分には10%、2,230ポンド超 34,600ポンド(約780万円)以下の区分に対応する部分には20%、34,600ポンド超の区分に対応する部分には40%の税率が適用される。

課税所得については、損益通算、テーパー・リリーフ制度の適用、基礎控除制度の適用後の額をもとに算出する。

税率(2007-2008 税年度¹)

課税所得	税率
2,230 ポンド以下	10%
2,230 ポンド超 34,600 ポンド以下	20%
34,600 ポンド超	40%

(1) 損益通算

キャピタル・ロスが生じた場合は、同一年度のキャピタル・ゲインからのみ控除することができる。他の所得との通算は出来ない。

控除しきれないキャピタル・ロスは翌年以降に繰り延べることが可能である。繰延べは無期限に認められる。

(2) テーパー・リリーフ制度(taper relief)

損益通算後の所得に対し、保有期間に応じて、税率を段階的に控除する制度(テーパー・リリーフ制度(taper relief))がとられている。この制度は、1998 年以降のキャピタル・ゲインについて、事業資産・非事業資産の別に応じて、所得の 100 ~ 25% に対して課税が行われるものである。株式の場合、事業資産には、以下のものが含まれる。

- ・非上場株式(AIM²株式を含む) ・従業員が保有する上場株式(すなわち、自社株式)
- ・上場株式で少なくとも 5% の議決権を有している場合

¹ 英国の税年度は、4 月 6 日に開始し、4 月 5 日に終了する。

² Alternative Investment Market

テーパー・リリーフ制度

事業資産からのキャピタル・ゲイン		非事業資産からのキャピタル・ゲイン	
保有期間(年)	課税対象割合(%)	保有期間(年)	課税対象割合(%)
1 未満	100	1 未満	100
1	50	1	100
2 以上	25	2	100
		3	95
		4	90
		5	85
		6	80
		7	75
		8	70
		9	65
		10 以上	60

(3) 基礎控除制度(AEA)

テーパー・リリーフ制度の適用後の所得に、土地等の譲渡益と合わせて年間 9,200 ポンド(約 207 万円)が控除(The Annual Exempt Amount(AEA))される(基礎控除制度)。すなわち、個人投資家は、年間 9,200 ポンドまで非課税枠がある。

キャピタル・ゲイン非課税限度枠の推移(単位: £)

年度	2005-06	2006-07	2007-08
キャピタル・ゲイン非課税枠	8,500	8,800	9,200

(4) 非居住者について

非居住者が獲得したキャピタル・ゲイン課税は原則として非課税とされている。

2. 改正案について

英国大蔵省は、2007 年 10 月 9 日に公表した予算編成方針³の中で、キャピタル・ゲイン課税の見直しについて触れている。

具体的には、2008 年 4 月 6 日以降、キャピタル・ゲイン課税について、現行の 3 段階の課税方式(10%、20%、40%)を廃止し、保有期間や所得水準に関わりなく一律 18%の税率にするというものである。この改正により制度が簡素化されることになる。

³ 2007 Pre-Budget Report and Comprehensive Spending Review(http://www.hm-treasury.gov.uk/pbr_csr/report/pbr_csr07_repindex.cfm)

英国歳入庁は、税率変更以外に、テーパー・リリーフ制度の廃止やインフレ調整控除(indexation allowance)の廃止等の改正内容を示している⁴。

基礎控除制度(The Annual Exempt Amount (AEA))は維持されるとしている。2008 09 の基礎控除額は 2008 年予算で公表される予定である。

キャピタル・ゲインを計算する場合の取得価額については、これまで、1982 年 3 月 31 日以前に取得したものは、取得価額あるいは 1982 年 3 月末の市場価格のうちいずれか高い価額を取得価額として選択できるとされていた(The 'kink test' rules)。

今般の改正では、この選択制度が廃止され、1982 年 3 月 31 日以前に取得したものの取得費については、1982 年 3 月末の市場価格を基に計算することとしている。

改正措置は、2008 年 4 月 6 日以降の資産の処分に適用することとされている。現在のキャピタル・ゲイン課税は 2008 年 4 月 5 日までの資産の処分に適用することとされている。

なお、現行税制では、非居住者は Non-Domicile と区分され、英国外で生じた所得に対しては英国に送金しない限り非課税とされている(remittance basis)。

今般の改正案では 2008 年 4 月 6 日から、英国に過去 10 年間のうち 7 年以上滞在している Non-Domicile は、全世界の所得を申告所得に含め納税するか、あるいは、年間 30,000 ポンド(約 680 万円)を所得額にかかわらず払うか、のいずれかを選択しなければならないこととされている⁵。

3. 改正の影響

現行のテーパー・リリーフ制度を適用後のキャピタル・ゲインに対する実効税率は以下のとおりとなる。今般の改正によりキャピタル・ゲイン課税が一律 18%となった場合、税率が引き下げられるのは色部分である。

⁴ CAPITAL GAINS TAX REFORM(<http://www.hmrc.gov.uk/pbr2007/pbrn17.pdf>)

⁵ ただし、1,000 ポンド(約 23 万円)以下の場合には対象とならない。

キャピタル・ゲイン実効税率 (%)

保有期間(年)		課税所得区分		
		2,230 ポンド以下	2,230 ポンド超 34,600 ポンド以下	34,600 ポンド超
事業資産からの キャピタル・ゲイン	1 未満	10%	20%	40%
	1	5%	10%	20%
	2 以上	2.5%	5%	10%
非事業資産からの キャピタル・ゲイン	1 未満	10%	20%	40%
	1	10%	20%	40%
	2	10%	20%	40%
	3	9.5%	19%	38%
	4	9%	18%	36%
	5	8.5%	17%	34%
	6	8%	16%	32%
	7	7.5%	15%	30%
	8	7%	14%	28%
	9	6.5%	13%	26%
10	6%	12%	24%	

現在、買収ファンドの経営者やマネージャーが受け取っているキャリド・インタレスト(carried interest)⁶からの収入は、キャピタル・ゲイン課税の対象となる。また、その収入は事業資産からの収入とみなされる。したがって、買収ファンドの経営者やマネージャーは、事業資産のキャピタル・ゲインとして、最低 10%の税率が適用されているに過ぎないのである。今般の改正により、大幅な増税になることは免れられない。

また、今般の改正により、ベンチャー・キャピタルや中小ベンチャー企業投資家にとっても大幅な増税となる。

一方で、一般的な個人投資家の所有する上場株式は、非事業資産に該当することから、主に課税所得区分が 34,600 ポンドを超える投資家については、有利な改正といえる。

⁶ ファンドの収益のうち一定のリターンを上回る部分について、成功報酬として受けるもの。